

徳島県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

井内 一志	施術者の氏名	院 岩浅接骨院 羽ノ浦	施術所の名称	九 一 阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上六	施術所の所在地	二十五日 令和二年五月	指定年月日
-------	--------	-------------	--------	-------------------	---------	-------------	-------